

事務連絡
令和4年6月22日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県子ども・子育て支援新制度担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課
高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

子供たちを性暴力の当事者にしないための令和4年度「生命(いのち)の安全教育推進事業」に関する委託事業の二次公募について（周知）

平素より文部科学行政に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）を踏まえ、令和3年度より委託事業を実施しております。

本事業では、学校設置者等が実践校を指定し、内閣府と文部科学省が共同で作成した「生命(いのち)の安全教育」の教材と指導の手引き等を活用したモデル事業を実施します（対象は、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び特別支援学校（以下、「学校等」という）です。教材・指導の手引きは、文部科学省ホームページよりダウンロードできます。）

令和4年6月20日から7月11日まで、本事業の二次公募を実施しております。本事業では外部講師等と共同で子供たちへ指導を行うことや、性犯罪・性暴力について教職員が理解を深めることを目的として、多様な研究協議会や研修会を実施することができます。
「生命(いのち)の安全教育」は、多くの自治体や学校等で取り組みを進めていただくことが重要です。自治体の規模や学校種に関わらず、「生命(いのち)の安全教育」の取組を新たに開始する場合など、本事業への申請について積極的にご検討願います。

なお、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」では、令和2年度から令和4年度までの3年

間を「集中強化期間」として、教育・啓発を含め実効性のある取組を進めることとしております。本事業への申請の有無に関わらず、子供を性犯罪・性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の推進に取り組んでいただけますようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、市（指定都市を除く。）町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県におかれては、市町村及び所管の私立学校法人、保育所、認定こども園に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては、その設置する学校等に対して、高等専門学校及び公立大学法人を設置・設立する各地方公共団体におかれましては、その設置・設立する高等専門学校及び公立大学法人に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

<公募情報>

文部科学省調達情報ウェブサイト「企画競争・公募等」に掲載しています。下記アドレスから確認いただけます。

（文部科学省HP）https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00226.html

<生命（いのち）の安全教育の教材等>

文部科学省HP「性犯罪・性暴力対策の強化について」の中段から掲載しております。

（文部科学省HP）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

<「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）>
内閣府HPより確認いただけます。

（内閣府HP）

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画学習室男女共同参画推進係
電 話：03(6734)2654
ファックス：03(6734)3719
Eメール：danjo@mext.go.jp